

様式第1号（第5条関係）

協 議 書（第3条第1号）

つくば市消防長（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、乙がつくば市消防水利施設設置指導要綱第3条第1号に該当する開発行為を行うに当たり、都市計画法第32条の規定に基づき、下記公共施設（消防水利施設）の設置について、次のとおり協議する。

記

- 1 開発区域の所在地
- 2 開発区域の面積
- 3 開発区域の用途
- 4 協 議 事 項
 - （1）消防水利施設の種別及び基数
 - （2）消防水利施設の容量又は口径
- 5 消防長の意見

年 月 日

甲 つくば市消防長

Ⓜ

乙

Ⓜ